

令和4年9月16日（金曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	小 森 俊 宏 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	藤 江 和 明 君
会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君	消 防 主 任	廣 瀬 太佳夫 君
教 育 長	和 田 満 君	学校教育課長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	川 瀬 桂一郎 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第57号 令和3年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

日程第4 議第59号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第 5 議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止について
- 日程第 6 議第63号 令和 4 年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議第64号 令和 4 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議第68号 令和 4 年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議第69号 令和 4 年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議第71号 令和 4 年度垂井町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第11 議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第12 議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1 番 太田佳祐君、2 番 廣瀬隆博君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（富田栄次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第57号 令和 3 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（富田栄次君） 日程第 2、議第57号 令和 3 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 藤埴理君。

〔決算審査特別委員長 藤埴理君登壇〕

○決算審査特別委員長（藤埴 理君） ただいま議題となりました議第57号 令和 3 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第 1 日の会議において設置、付託された後、9 月 1 日から計 5 日にわたり開催いたしました。審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては不用額及び流用・充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼を置いて慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本

委員会としましては認定すべきものと決定しました。

なお、次のとおり意見を付するものです。

１．不納欠損・未収金について。

不納欠損処分については、税負担の公平性の観点から、安易に不納欠損処分を行わないよう運用されたい。また、不納欠損につながる新たな収入未済の発生を抑制するため、関係各課との情報共有等を行うなど、積極的・計画的な収納対策を進めるよう一層の努力をされたい。

２．計画的な事業執行について。

事業の計画及び執行については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、依然として先行きが不透明な社会情勢であることから、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた施策への転換が求められる。そのため、垂井町第６次総合計画に基づき社会情勢の変化を踏まえた予算の編成を行い、適正かつ効率的な予算の執行に努めるとともに、持続可能な行財政運営に当たられたい。

以上、報告を終わります。

○議長（富田栄次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第57号 令和３年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第３ 議第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第３、議第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第１日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第59号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第59号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止について

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋です。

すみません、ちょっと改めてこの議第60号の垂井町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止について、確認をさせていただきたいと思います。

これは、垂井町には中央公民館がなくなるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 木村議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

垂井町における中央公民館につきましては、廃止ということで、中央公民館がなくなるということによろしいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 川瀬課長、ありがとうございました。

初日に担当課長、川瀬課長さんからの御説明で、昭和45年に建築されて52年間の長きにわたって、にぎわい事業に伴ってということでしたけれども、やはり長きにわたって、垂井町の庁舎なんかも53年間ありがとうございますというようなあいうのもやりましたけれども、実は垂井地区文化祭が11月に予定されておるんですけれども、そのときにありがとう中央公民館というふうなサブタイトルを設けて、中央公民館に感謝していこうじゃないかということで、中央公民館を借りて文化祭をやっていこうという話が今出ております。

垂井町として、何かそういった感謝するきっかけ、こういった条例がさらっと上がってはきましたけれども、その辺りの考え方というのは何か持っていच्छゃったらお聞かせいただきたいなあとと思います。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 木村議員の中央公民館に対する感謝の気持ちといいますか、そういったものを表すということをされるかということについての御質問についてお答えをさせていただきます。

内部的にも庁舎のときにも職員を中心にそういったことはやられましたので、中央公民館、町内各地のいろいろの方に御使用いただきました。それにつきましてもどういった形でやるものなのかというのは、ちょっと今内部的に検討をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富田栄次君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

3回目ですので、簡潔にお願いします。

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 何かしら考えていらっしゃるということで、本当に感謝申し上げます。

やはりここは皆さんが集って、すごく思い入れのある施設だと思うんです。そういった部分を表していただくというのは本当に重要だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第63号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第63号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第68号 令和4年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（富田栄次君） 日程第8、議第68号 令和4年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 令和4年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第71号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

○議長（富田栄次君） 日程第10、議第71号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第71号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億632万8,000円を追加し、予算総額を102億9,606万3,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、オミクロン株に対応したワクチン接種が10月中旬から始まるため、これに伴う経費につきまして増額の措置を行ったところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金の増額措置を行いました。

以上、細部にわたりましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第71号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億632万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9,606万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目8新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、オミクロン株に対応したワクチン接種が10月中旬から始まるため、これに伴う経費といたしまして、報酬598万8,000円、職員手当等76万5,000円、共済費67万6,000円、旅費12万9,000円、庁舎の電気料金として需用費172万9,000円、郵便料などの役務費641万9,000円、集団接種医療従事者業務などの委託料9,053万5,000円。

7ページになりますが、冷凍庫監視システム使用料8万7,000円それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

続きまして、5ページの歳入を説明させていただきます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金6,712万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,920万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、8ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（富田栄次君） 日程第11、議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 水野直子氏の任期が令和4年12月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第12 議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（富田栄次君） 日程第12、議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題いたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 高木良輔氏の任期が令和4年12月31日をもって満了するのに伴い、後任に小川弘海氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時24分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 太 田 佳 祐

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博